証券コード 6181 2024年6月3日 (電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目20番3号 タメニー株式会社 代表取締役社長栗沢研承

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報 (電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://tameny.jp/ir/event/shareholders/



【東京証券取引所ウェブサイト】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タメニー」又は「コード」に当社証券コード 「6181」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月18日(火曜日)午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

2024年6月19日 (水曜日) 午前11時00分 1. 日時

(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないよう

ご注意ください。)

2. 場所 東京都品川区北品川五丁目5番15号

> 大崎ブライトコア3階 大崎ブライトコアホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第20期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

す。)

第1号議案 取締役4名選仟の件 第2号議案 定款一部変更の件

当社株式等の大規模買付行為への対応方針 第3号議案

(買収への対応方針) の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権の行使等についてのご案内)

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご 提出くださいますようお願い申しあげます。なお、当日ご出席の場 合は、事前の行使内容を撤回されたものとして取り扱いますので、 ご留意ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォン から、当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただくことによっ てのみ実施可能です。また、議決権行使書用紙に記載の「ログイン 用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行 使サイトに接続し、議決権行使を行うことも可能です。(ただし、 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止しま
- ② インターネットによる議決権行使は、2024年6月18日(火曜日) の午後6時30分まで受け付けいたします。
- (3) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使におい て、議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があっ たものとして取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に 行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- (5) インターネットと書面 (郵送) により重複して議決権を行使された 場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有 効なものとしてお取り扱いいたします。
- (6) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主 の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代 理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承くださ い。
- (7) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前まで に、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的 方法により当社へご通知ください。

5. 交付書面省略事項のご案内

次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

事業報告

- ・主要な営業所
- ・従業員の状況
- ・主要な借入先の状況
- ・株式の状況
- ・新株予約権等の状況
- 会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針

計算書類

- · 株主資本等変動計算書
- · 個別注記表

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- **※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。**

事 業 報 告

(2023年4月 1日から) 2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

当社は、2023年3月31日付で完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併し、2023年4月1日より完全子会社であるタメニーエージェンシー株式会社を重要性の観点から連結対象から除外しました。これに伴い、2024年3月期(以下、「当期」といいます。)より非連結決算へ移行しています。

(1) 当期の経営成績等の概況

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念と、「創造する力とおもいやり、おもてなしで、人々の心を満たし、活力ある社会の実現を支えます。」という存在意義 (パーパス) のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ&テック、地方創生領域において、お客様が求める独自サービスを創出し、提供しています。

当期は各事業とも概ね計画通り進捗し、カジュアルウェディング事業も収益が伸長したことから、営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも黒字となりました。なお、原状回復費用の超過分に加え、一部店舗資産等の将来の回収可能性を検討し、減損損失64百万円を特別損失に計上するとともに、繰延税金資産の回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上することとし、法人税等調整額(△は益)△16百万円を計上しました。

この結果、当期の売上高は5,598百万円、営業利益は77百万円、経常利益は27百万円、当期純利益は3百万円となりました。また、当社の重要な経営指標と位置付けるEBITDA(営業損益に償却費を加えて算出)は458百万円となりました。

なお、前期個別決算と比較すると、タメニーアートワークス株式会社の吸収合併に伴い売上高が前期比40.4%増となり、前期連結決算と比較すると、前期に法人向け事業を譲渡したことから売上高が前期比0.1%減となりましたが、いずれも営業利益、経常利益、当期純利益は大幅な改善となりました。

当社の報告セグメントごとの概況は次のとおりです。

なお、当期より従来の「テック事業」「ライフスタイル事業」を統合し「ライフ&テック事業」とし、「法人・自治体向け事業」を法人向け事業の譲渡に伴い「地方創生事業」としています。

(婚活事業)

主に付加価値の高い結婚相談所「パートナーエージェント」と婚活パーティー「OTOCON」を展開しています。

当期については、「パートナーエージェント」は各種キャンペーン等により 資料請求が増加したものの、10-12月の閑散期に新規入会者数が落ち込み、在 籍会員数が前期末から若干の減少となりました。なお、第4四半期より広告集 客の最適化、営業体制の強化、サービス品質の改善等に着手しており、これら の効果により、次期以降は新規入会者数及び在籍会員数が増加に転じる見込み です。この結果、売上高は2,117百万円、営業利益は529百万円となりまし た。

<同事業の主要指標>

	2023年	023年 2024年3月期						
	3月期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期		
新規入会者数	4,716名	1,300名	1,164名	955名	1,182名	4,601名		
成婚退会者数	2,216名	470名	442名	481名	442名	1,835名		
成婚率	24.5%	22.0%	20.6%	22.7%	21.5%	21.7%		
在籍会員数(期末)	8,568名	8,583名	8,554名	8,177名	8,160名	8,160名		
パーティー開催数	4,517回	893回	757回	726回	7590	3,135回		
パーティー参加者数	50,289名	9,880名	7,926名	7,682名	7,912名	33,400名		

- (注) 1. 成婚とは、当社のサービスを利用して知り合った会員同士が、結婚を視野に 入れ交際を継続していくことをいい、当社が成婚の意向を双方の会員から確 認した場合に、当該会員は成婚退会となります。
 - 2. 成婚率とは、在籍会員中何名の会員が成婚退会しているか、その割合を示すものです。具体的には、成婚率は、毎年4月1日から翌年3月末までを計算期間とし、以下の計算式にて算出しています。

(計算式) 「年間成婚退会者数」÷「年間平均在籍会員数」

3. 成婚率は、小数点第二位を四捨五入しています。

(カジュアルウェディング事業)

主にカジュアルな挙式披露宴・少人数挙式等プロデュース「スマ婚シリーズ」、フォトウェディングプロデュース「LUMINOUS」、結婚式二次会プロデュース「2次会くん」を展開しています。

当期については、「スマ婚シリーズ」と「2次会くん」は挙式披露宴や結婚式二次会の需要回復に後押しされ、成約件数、施行件数、施行単価のいずれも前期から増加となりました。また、「LUMINOUS」は通期の成約件数、施行件数が前期から減少したものの、7月以降にスタジオリニューアルやエリア毎の戦略最適化を推進したことで、第4四半期(1-3月)の成約件数、施行件数が前年同期から増加となりました。この結果、売上高は3,047百万円、営業損失はのれん償却費152百万円を計上し43百万円となりました。

<同事業の主要指標>

	2023年	023年 2024年3月期						
	3月期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期		
成約件数合計	6,456件	1,539件	1,731件	1,574件	1,844件	6,688件		
スマ婚シリーズ	695件	217件	201件	135件	183件	736件		
(うち挙式披露宴)	332件	102件	82件	86件	99件	369件		
LUMINOUS	4,800件	1,018件	1,080件	1,081件	1,224件	4,403件		
2次会くん	961件	304件	450件	358件	437件	1,549件		
施行件数合計	5,870件	1,364件	1,255件	1,683件	1,658件	5,960件		
スマ婚シリーズ	601件	124件	142件	199件	168件	633件		
(うち挙式披露宴)	247件	59件	64件	87件	85件	295件		
LUMINOUS	4,526件	977件	851件	1,046件	1,126件	4,000件		
2次会くん	743件	263件	262件	438件	364件	1,327件		

(ライフ&テック事業)

主に生活品質向上に資するサービス(保険販売、金融・不動産紹介等)の提供と、婚活事業者間の相互会員紹介プラットフォーム「CONNECT-ship」を中心とした婚活テックの企画開発及び提供を行っています。

当期については、生活品質向上に資するサービスは婚活・結婚周辺サービスの取り扱いを強化し、併せてこれらのサービスを紹介する当社顧客専用サイトのリニューアルを実施しました。なお、当期末時点の取り扱いサービスは62サービス、当社顧客専用サイトの登録者数は5万人以上となり、当社が代理店として行う保険販売の新規保険契約証券数も概ね前期水準での着地となりました。また、「CONNECT-ship」は一部利用事業者の利用会員数が減少したことでお見合い成立件数も減少となりました。なお、「CONNECT-ship」と連携した会員向け婚活パーティーや結婚相談所連盟は順調に推移しました。この結果、売上高は243百万円、営業利益は56百万円となりました。

<同事業の主要指標>

	2023年	2024年3月期						
	3月期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期		
(ライフ分野)								
新規保険契約証券数	546件	125件	134件	144件	139件	542件		
(テック分野)								
CONNECT-ship 利用会員数(期末)	30,488名	30,694名	30,467名	29,059名	28,811名	28,811名		
CONNECT-ship お見合い成立件数	286,593件	65,874件	63,284件	60,140件	57,072件	246,370件		
CONNECT-ship 利用事業者数	12社	12社	12社	12社	12社	12社		

⁽注)上表のCONNECT-ship利用会員数(期末)は、当社結婚相談所の利用会員数を含んでいます。

(地方創生事業)

主に地方自治体向け婚活支援(婚活支援システム「parms」の提供、婚活支援センターの運営、各種イベント・セミナーの開催等)を行っています。

当期については、北海道からオンライン婚活サポートセンターの委託業務、東京都「結婚支援マッチング事業支援業務」の事業プロモーターから交流イベント、AIによるマッチング、WEBによる個別相談等に係る支援業務、兵庫県から出会いサポートセンター運営業務を新たに受託しました。これらにより、婚活支援システムの提供数は12都府県、婚活支援センターの運営受託数は6都道府県、各種イベント・セミナーの受託件数は63件となりました。この結果、売上高は217百万円、営業利益は24百万円となりました。

<同事業の主要指標>

	2023年	2024年3月期							
	3月期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期			
婚活支援システム 提供都道府県 (期末)	11府県	11府県	12都府県	12都府県	12都府県	12都府県			
婚活支援センター運営 受託都道府県(期末)	3 府県	4道府県	5都道府県	5都道府県	6都道府県	6都道府県			
イベント・セミナー 受託件数	45件	48件	9件	2件	4件	63件			

⁽注)上表の婚活支援システム提供都道府県及び婚活支援センター運営受託都道府県は 期末時点での提供・受託件数(見込み含む)です。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は80百万円であり、セグメントごとの投資額の内訳は下記のとおりであります。

セグメントの名称	投資額 (百万円)	投資の主な目的
婚活事業	1	システム開発等
カジュアルウェディング事業	35	店舗改修等
ライフ&テック事業	30	システム開発等
地方創生事業	12	システム開発等
全社 (共通)	_	
合計	80	

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況** 該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

- (6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

区分	第 17 期 (2021年3月期)	第 18 期 (2022年3月期)	第 19 期 (2023年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(百万円)	3,644	4,162	3,988	5,598
経常利益 又 は(百万円) 経常損失(△)	△988	46	△114	27
当期純利益 又 は(百万円) 当期純損失(△)	△1,717	△338	△804	3
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額 又 は (円) 1 株 当 た り 当期純損失金額(△)	△150.34	△16.13	△32.19	0.13
総 資 産(百万円)	5,364	5,627	5,022	4,858
純 資 産(百万円)	181	800	145	149
1株当たり純資産額 (円)	11.16	32.02	5.55	5.69

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づいて算出しております。
 - 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等 を第18期の期首から適用しております。
 - 3. 当社は、2023年3月31日付で完全子会社であったタメニーアートワークス株式会社を吸収合併し、2023年4月1日より完全子会社であるタメニーエージェンシー株式会社を重要性の観点から連結対象から除外したことに伴い、2024年3月期より非連結決算に移行しています。よって、当事業年度から事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
 - 当社は親会社を有しておらず、該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況(2024年3月31日現在) 当社は重要な子会社を有しておらず、該当事項はありません。
 - ※ 当社は、2023年4月1日より完全子会社であるタメニーエージェンシー株式会社を重要性の観点から連結対象から除外しました。

(10) 対処すべき課題

① 市場環境について

婚活及びウェディング業界は、人々の価値観の多様化等を背景にその構造が大きく変わりつつあります。特に、成婚に至る過程では、成婚者の約15%が婚活支援サービスを利用し成婚を実現する時代となりました。また、成婚後は従来の挙式披露宴を実施しない層が増加し、その受け皿としてカジュアルウェディング(カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、会費制パーティー、フォトウェディング)が広がりを見せております。

こうした中、当社の婚活事業では、高付加価値な結婚相談所を起点に、多様化するニーズに応えるべく、婚活パーティーやマッチングアプリ等の幅広い婚活サービスを展開しております。また、カジュアルウェディング事業では、商品ラインアップの拡充や品質向上を進め、カジュアルウェディング及び結婚式二次会の全顧客ニーズに対応する体制を整備しております。

② システムの管理体制について

当社が運営する事業のうち婚活事業ではお客様の個人情報をお預かりすることから、当社ウェブサイト、会員情報及び課金情報を主に扱う基幹システムのセキュリティ管理体制の構築・維持が重要となります。

お客様に安心してサービスを利用していただくため、現在当社では、プライバシーマーク、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム/ISO27001)の認証を受けておりますが、今後も引き続き、個人情報の保護も含め市場が求めるセキュリティレベルを充足しつつ、顧客視点に立ったシステム整備を進められるように継続的に取り組んでまいります。

③ 人材の確保及び育成について

当社は、事業展開や企業規模の拡大に伴い、適切な時期に優秀な人材を採用・教育し、配置することが必要であると認識しております。とくに、当社が提供する結婚相手紹介サービスにおける入会勧奨や活動支援、カジュアルウェディング関連サービスにおけるカウンセリングやプロデュースといったサービス提供を担当する社員の採用・教育は、高品質なサービスを提供するために重要であると考えております。

このため、当社では、優秀な人材の計画的な採用に努めるとともに、教育研修制度や人事評価制度、労働環境を整備し、優秀な人材の育成及び確保のための体制づくりを進めております。

④ 新型コロナウイルス等の影響について

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大に起因し、2021年3月期から3年連続で営業損失を計上しました。その後、2024年3月期に営業損失は解消したものの、2024年3月末時点での現預金残高が1,691百万円であるのに対して同日以降1年以内に返済期日が到来する借入金の残高が1,791百万円と多額にのぼることから、引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

しかしながら、今般公表した第二次中期経営計画のとおり、当社は2025年3月期から2027年3月期の期間においていずれも営業利益を計上できる見込みであり、これによって主要取引銀行からの継続的支援が受けられる見通しであることから、当社では継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

(11) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

事業区分	主要なサービスの内容
婚活事業	付加価値の高い結婚相談所の運営、 婚活パーティーの企画開発及び運営、 オンライン婚活サービス(アプリ完結型結婚相談所 等)の企画開発及び運営等
カ ジ ュ ア ル ウェディング 事 業	カジュアルな挙式披露宴、少人数挙式、 フォトウェディング、結婚式二次会のプロデュース等
ライフ&テック事業	成婚後の生活品質向上に資するサービス(保険販売、 金融・不動産紹介等)、 婚活事業者間の相互会員紹介プラットフォームを中心 とした婚活テックの企画開発及び提供等
地方創生事業	地方自治体向け婚活支援(婚活支援システムの提供、 婚活支援センターの運営、各種イベント・セミナーの 開催等)等

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年2月22日付で、アイ・ケイ・ケイホールディングス株式 会社との間で締結されていた資本業務提携を解消いたしました。

2. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況** (2024年3月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	佐藤茂	タメニーエージェンシー株式会社取締役
代表取締役社長	栗沢研丞	タメニーエージェンシー株式会社代表取締役社長
取 締 役	小村富士夫	株式会社 J スタイル代表取締役 株式会社 S R I 代表取締役
取 締 役	渡 瀬 ひろみ (戸籍上の氏名) (大塚 ひろみ)	株式会社アーレア代表取締役
常勤監査役	加藤秀俊	タメニーエージェンシー株式会社監査役
監 査 役	池田勉	赤坂有限責任監査法人代表社員 赤坂税理士法人代表社員
監 査 役	吉野 弦太	のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役小村富士夫、渡瀬ひろみの両氏は、社外取締役であり、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役加藤秀俊、池田勉、吉野弦太の各氏は、社外監査役であり、各氏を 東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出 ております。
 - 3. 監査役加藤秀俊、池田勉、吉野弦太の各氏は、以下のとおり経営、法律、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・加藤秀俊氏は、長年にわたる銀行での経験及び長年の経営者としての経験から金融、会計、経営に関する幅広い知見を有しております。
 - ・池田勉氏は、公認会計士資格を持ち、上場企業の監査役としての経験から金融、会計、経営に関する幅広い知見を有しております。
 - ・吉野弦太氏は弁護士資格を持つとともに金融庁・証券取引等監視委員会 や検察庁をはじめとした行政機関における経験から、金融、財務に関す る幅広い知見とともに法律、コンプライアンスに関する実践的な知見を 有しております。
 - 4. 2023年6月21日をもって、福井秀幸氏は任期満了により取締役を退任いたしました。

5. 2023年6月21日をもって、藤戸久寿氏は任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を 負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることの ある損害を保険会社が塡補するものであります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区						分	員数	報酬等の額
取 (う	ち	社	締 外	取	締	役 役)	5名 (2)	5 8 百万円 (5)
監 (う	5	社	查 外	監	査	役 役)	4名 (4)	10百万円 (10)
合 (う	5	社	- 5	外	役	計 員)	9名 (6)	6 9 百万円 (1 5)

- (注) 上表には2023年6月21日をもって退任した取締役1名及び監査役1名 を含んでおります。
- ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項 取締役の報酬限度額は、2015年6月27日開催の第11期定時株主総会 において、年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該株 主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役2名)でありま す。監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第5期定時株主総会 において、年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株 主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
- ③ 取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定方針に関する事項 当社の取締役の報酬は、基本報酬、変動報酬及び特別報酬で構成されて おります。基本報酬は、当年度の事業・体制・経営計画を評価の基準とし て、管掌範囲の役割、管掌部門の重要性や期待値、取締役の役職によって 評価・決定しております。変動報酬は、前年度の事業・体制・業績を評価 の基準として、管掌範囲の役割、管掌部門の成果・貢献によって評価・決 定しております。特別報酬は、前年度の計画経常利益を超過した分を基準 として、一定基準の割合と内訳で決定しております。

いずれも株主総会決議により定められた限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けて報酬の額を定めるものとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2023年6月21日付取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長栗沢 研丞が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の 内容は取締役の個人別の基本報酬、変動報酬、特別報酬の決定であります。

取締役会が代表取締役社長にこの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適し

ていると判断したためです。なお、代表取締役社長は各取締役の報酬を 「③取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」 に記載の内容に基づき決定すべきとしていること、各取締役からの異議申 し出もないことから、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容 は、方針に沿うものであると判断しております。

- (注) 1. 当事業年度において、上記変動報酬及び特別報酬、退職慰労金並びに非 金銭報酬等は支払っておりません。
 - 2. 当社には親会社はありません。また、当事業年度において、社外役員は子会社等から報酬等を受けておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役小村富士夫氏は、株式会社Jスタイル及び株式会社SRIの 代表取締役であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はあり ません。
 - ・社外取締役渡瀬ひろみ氏は、株式会社アーレアの代表取締役であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役加藤秀俊氏は、当社の子会社であるタメニーエージェンシー 株式会社の監査役を兼任しております。
 - ・社外監査役の池田勉氏は、赤坂有限責任監査法人代表社員及び赤坂税理 士法人代表社員であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係は ありません。
 - ・社外監査役吉野弦太氏は、のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 小村 富士夫	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験を基に、当社の経営の監督を期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。
社外取締役 渡瀬 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識、特にブライダル関連における豊富な知見からの当社の事業に関するご指摘・ご助言を期待しております。また、取締役会においては、常に妥当性・適正性を確保するための発言を行っていただいております。

	出席状況及び発言状況
社外監査役 加藤 秀俊	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。金融、会計、経営に関する幅広い知見に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、常勤監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では議長となり、社外監査役として適宜発言を行っております。
社外監査役 池田 勉	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。同氏は、公認会計士としての会計に関する専門的知見に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。
社外監査役 吉野 弦太	2023年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。弁護士である同氏は、法律の専門家としての豊かな経験、高い見識と、コンプライアンス違反や反社会的勢力対応に関連する事案等の豊富な経験に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。

③ 役員報酬等の総額

「(4) 取締役及び監査役の報酬等 ①当事業年度に係る報酬等の総額」に記載のとおりであります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,559,942	流動負債	2,368,138
現金及び預金	1,691,554	買掛金	147,762
売 掛 金	722,327	短期借入金	843,075
有 価 証 券	30,000	1年内返済予定の長期借入金	948,337
貯 蔵 品	1,986	未 払 金	158,689
前 払 費 用	119,699	未 払 消 費 税 等	50,438
その他	30,531	未払法人税等	3,509
貸倒引当金	△36,157	その他の引当金	812
固定資産	2,298,962	そ の 他	215,513
有形固定資産	504,170	固定負債	2,341,196
建物	780,208	長期借入金	2,084,538
減価償却累計額	△297,217	資 産 除 去 債 務	243,316
建物(純額)	482,990	そ の 他	13,340
工具、器具及び備品	226,530	負 債 合 計	4,709,334
減価償却累計額	△212,947	(純資産の部)	
工具、器具及び備品 (純額)	13,582	株 主 資 本	149,569
そ の 他	60,059	資 本 金	44,402
減価償却累計額	△52,462	資本剰余金	101,757
その他(純額)	7,596	資 本 準 備 金	402
無形固定資産	1,442,492	その他資本剰余金	101,355
の れ ん	1,070,146	利益 剰余金	3,469
ソフトウェア	348,352	その他利益剰余金	3,469
ソフトウエア仮勘定	19,868	繰越利益剰余金	3,469
そ の 他	4,124	自己株式	△59
投資その他の資産	352,299		
関係会社株式	5,000		
長期貸付金	127,664		
敷金	329,671		
その他	17,628		
貸 倒 引 当 金	△127,664	純 資 産 合 計	149,569
資 産 合 計	4,858,904	負債純資産合計	4,858,904

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月 1日から) 2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	科				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	額
売		上	高			5,598,503
売	上	原	価			1,664,293
	売	上 総	🕅	益		3,934,210
販:	売 費 及	び一般管	理費			3,856,907
	営	業	利	益		77,303
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	1,925	
	貸倒	引当	金 戻 入	額	1,307	
	そ	σ		他	412	3,646
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	36,469	
	支	払 手	≦ 数	料	16,378	
	そ	σ)	他	862	53,710
	経	常	利	益		27,238
特	別	利	益			
	助	成金	皇 収	入	27,657	27,657
特	別	損	失			
	減	損	損	失	64,290	64,290
	税引	前当	期 純 損	失		9,394
	法人和	说、 住民	税及び事	業 税	3,509	
	法人	、税等	第 調 整	額	△16,373	△12,864
	当	期 紅	屯 利	益		3,469

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

タメニー株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 陶 汀

徹 印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 西村

大司印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タメニー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要 な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと にある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用 は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計 Lの見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載 すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の 実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査 人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方 針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と 意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるととも に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重 要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査 いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から 事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び子会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本 方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イ の留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会そ の他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加え ました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

タメニー株式会社 監査役会 常勤社外監査役 加藤 秀俊 印 社 外 監 査 役 池田 勉 印 社 外 監 査 役 吉野 弦太 印

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	で たう	1997年 3 月 駒沢大学経営学部卒業 1997年 4 月 株式会社オプト (現、株式会社デジタル ホールディングス) 入社 2000年 5 月 株式会社サンマークライフクリエーション 入社 2002年 8 月 同社常務取締役 2006年 6 月 株式会社デイクアンドギヴ・ニーズ入社 2006年 9 月 旧・株式会社パートナーエージェント 出向 2007年 3 月 旧・株式会社パートナーエージェント 代表取締役 2008年 5 月 当社代表取締役社長 2017年 6 月 株式会社シンクパートナーズ (現、タメニーエージェンシー株式会社) 代表取締役社長 2022年10月 当社取締役会長 (現任) 2022年10月 タメニーエージェンシー株式会社 取締役 (現任) <重要な兼職の状況> タメニーエージェンシー株式会社取締役	3,241,000株

[取締役候補者とした理由]

佐藤茂氏は、当社創業者として現在の当社のビジネスを築き上げ、長年にわたり経営を指導してまいりました。同氏は、その知識と経験から今後の当社の成長に必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)		社における地位及び担当 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
		1983年 4 月	東北大学経済学部卒業 株式会社日本リクルートセンター (現、株式会社リクルートホール ディングス)入社 株式会社オークネット執行役員	
		' ' '	株式会社オークネット執行役員兼株式会社オーク・フィナンシャル・パートナーズ代表取締役	
2	東沢研丞 (1960年10月12日)		株式会社アソシア (現、株式会社 あそしあ少額短期保険) 代表取締役	132,700株
		(1900年10万12日)	2020年 4 月 2020年 6 月	
			タメニーエージェンシー株式会社取締役 当社代表取締役社長 (現任)	
		2022年10月	タメニーエージェンシー株式会社 代表取締役社長(現任)	
		<重要な兼職の状況> タメニーエージェンシー株式会社代表取締役社長		

[取締役候補者とした理由]

栗沢研丞氏は、長年にわたる金融業界での知見及び長年の経営者としての経験から、当社における業績改善及び新たなサービス展開に必要な人材となるため、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者番 号	。 り が を 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	で がら かじま 小 村 富士夫 (1964年8月16日)	1983年3月 福岡県立福岡高等学校卒業 1993年10月 株式会社日本リビング (現、新日本製薬株式会社)入社 1997年1月 同社専務取締役 1997年5月 株式会社エルネット代表取締役 1998年9月 株式会社JIMOS代表取締役社長 2005年6月 株式会社サイバード取締役 2006年10月 株式会社サイバードホールディングス代表取締役会長 2007年7月 株式会社Jスタイル代表取締役(現任) 2013年11月 当社社外取締役(現任) 2015年10月 株式会社SRI代表取締役(現任) <重要な兼職の状況>株式会社Jスタイル代表取締役 株式会社Jスタイル代表取締役	99,000株 (※)

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

小村富士夫氏は、会社経営者としての豊富な経験からの当社の経営の監督を 期待しております。また、これら会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識 に基づく取締役会での発言等は、当社にとって必要な人材となるため、社外取 締役候補者として選任をお願いするものです。

※ 小村富士夫氏の所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である 株式会社SRIが保有する株式数も含めて記載しております。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	がた せ 渡 瀬 ひろみ (戸 籍 名) (大塚ひろみ) (1964年11月14日)	1988年 3月 京都大学農学部卒業 1988年 4月 株式会社リクルート(現、株式会社リクルートホールディングス)入社 2010年 4月 株式会社アーレア代表取締役(現任) 2016年 5月 マックスパリュ西日本株式会社外取締役 2016年 6月 当社社外取締役(現任) 2016年10月 株式会社アーバンフューネスコーポレーション(現、むすびす株式会社)社外監査役 2018年 6月 株式会社商工組合中央金庫社外取締役 2019年 9月 株式会社ディー・エル・イー社外取締役(現任) 2022年 2月 株式会社フジ社外取締役(現任) 2022年 5月 株式会社フジ社外取締役(現任) 2022年 6月 学校法人慈恵大学理事(現任) 2022年12月 株式会社ピリカ社外取締役(現任) <重要な兼職の状況>株式会社アーレア代表取締役	17,900株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

渡瀬ひろみ氏は、ブライダル関連における豊富な知見からの当社の事業に関するご指摘・ご助言を期待しております。また、会社経営者として、数多くの社外取締役を歴任されていることによる豊富な経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に対する助言をいただくため、当社にとって必要な人材として社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数は、当期末 (2024年3月31日) 現在の株式 数を記載しております。
 - 2. 佐藤茂氏、栗沢研丞氏、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 当社は、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏との間で会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、各候補者を含む取締役、監査役及び管理職従業員であり、保険料は当社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が塡補するものであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2024年11月30日に現行契約が満了しますが、同様の内容で更新予定です。
 - 5. 小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏は、社外取締役候補者であります。
 - 6. 小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって小村富士夫氏が10年、渡瀬ひろみ氏が8年となります。
 - 7. 当社は、小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。小村富士夫氏及び渡瀬ひろみ氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

ご参考:役員のスキル・マトリックス

本定時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び各役員の有する主な知識、経験、能力及び専門性は、以下のとおりです。

区分		氏名	企業 経営	営業・ マーケ ティング	I T • D X	業界の 経験・知見	財務 会計	ガバナンス ・リスク マネジメント
	社	佐藤茂	•	•	•	•		
取	内	栗沢研丞	•	•		•	•	•
	- Д.	小村富士夫	•	•	•			
	社外	渡瀬ひろみ (大塚ひろみ)	•	•		•		•
監		加藤秀俊	•	•			•	•
査役	社外	池田勉	•				•	•
役	/	吉野弦太						•

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、将来の機動的かつ柔軟な資本政策を可能とするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を35,280,000株から50,000,000株に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、下線は変更部分を示しております。

現行定款	変更案		
第1条~第5条 (条文省略)	第1条〜第5条 (現行どおり)		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
<u>35,280,000株</u> とする。	<u>50,000,000株</u> とする。		
第7条~第44条 (条文省略)	第7条〜第44条 (現行どおり)		

1. 提案の理由および補足事項

当社は、2024年5月13日開催の取締役会において、本定時株主総会の終結の時をもって終了する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「旧プラン」といいます。)を一部改定のうえ継続するものとして、「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」(以下、「本プラン」といいます。)を決議いたしました。当該取締役会決議において、本プランの継続は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件といたしておりますので、本議案にて、本プランについて株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社は、本プランを上記取締役会において決議するにあたり、旧プラン導入・継続後の情勢の変化等も考慮しつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる観点から、この継続の是非および見直しの要否を検討いたしました。その結果、本プランについては、直近の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、旧プランより、主に以下の点を改定しております。

- ・本プランの適用対象となる「大規模買付行為」の定義の見直し
- ・「大規模買付行為」や「非適格者」に該当するかの基準となる「実質的に 支配」又は「共同ないし協調して行動」に当たるか否かを判定する際に用 いられる基準としての、別紙4の「共同協調行為等の認定基準」の作成
- ・独立委員会委員の略歴(別紙2)の修正
- ・ 当社の大株主の状況 (別紙3) の修正
- ・上記変更に伴う修正その他の形式的な字句の修正等

なお、本定時株主総会において承認が得られた場合は、本プランの有効期間は2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとし、承認が得られない場合は、本プランは直ちに廃止されるものとします。

2. 本対応方針の内容

次頁「当社株式等の大規模買付行為への対応方針」に記載のとおりです。

当社株式等の大規模買付行為への対応方針

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為(Ⅲ.3.(1)に定義します。)であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付行為の提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付行為の提案の中には、例えばステークホルダーとの 良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひい ては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映して いるとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要 な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付行為の提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

1. 企業価値向上への取組み

当社は、「よりよい人生をつくる。」という企業理念のもと、婚活、カジュアルウェディング、ライフ&テック、地方創生の領域で、お客様が求める独自のサービスを創出し、提供することで持続的な成長を目指しています。

2020年11月に策定した中期経営計画では、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を踏まえ、2022年3月期からの3か年を短期業績回復と中長期的な成長基盤を構築する期間と位置づけ、事業構造改革や経営合理化等に努めてきました。これらにより、収益面では2022年3月期にEBITDAが黒字に転じ、2024年3月期に全段階利益及び全事業のEBITDAが黒字化しました。また、財務面では2022年3月期に債務超過を解消し、有利子負債の圧縮も進展しました。そして、正常化しつつある経営基盤や事業基盤をもって、改めて長期的に「上場企業のサービス業で売上高100位以内」を目指すというビジョンを掲げ、この実現に向けて2025年3月期からの3か年を持続的成長基盤を構築する期間と位置づけました。今後は、競争力及び生産性の強化、人的資本及び財務資本の強化、社会との共生推進を重点テーマとし各種取り組みを進めていきます。

当社では、こうした取り組みをもって、将来にわたり企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の最大化を図るにあたり、各ステークホルダーとの関係強化及び経営 統治・内部統制機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに対 する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けていま す。意思決定の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムを整備することで、会社の透明性、公正性を確保し、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーな情報開示に努めています。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくためには、経営における「執行と監督の分離」が最も効果的であると考え、当社経営陣の監督機関としての取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は取締役4名(うち社外取締役2名)で構成し、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、業務執行に関する重要事項を決定しています。また、取締役はその役割と責任を明確にするため任期を1年としています。

上記に加え、業務執行に関する重要事項の決定、重要経営事項の事前審議、情報の伝達及び共通理解、リスクに関する検討等を目的にした経営会議を設置しています。また、内部監査機能の充実を図るため各取締役、各事業部門の監査機関として代表取締役社長直属の組織である内部監査室を設置し、内部監査計画に基づき、監査を実施し、その結果は代表取締役社長に報告され、指摘事項の改善状況の確認等を行っています。内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、内部監査規程に基づいて、また監査役会や監査法人と連携を取りながら、業務の運営が効率的、合理的に行われているかを検証、評価し、改善すべき点については改善指示を出し、その後改善の様子をモニタリングすることにより、当社の業績の改善、経営の効率化に資することを目的として、内部監査を実施しております。内部監査は、各部署に対して年1回以上行えるように監査計画を策定し、監査結果については、代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、業務改善に向けた助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

監査役会は監査役3名(うち社外監査役3名)で構成し、原則毎月1回開催しています。また、監査役会で選定された常勤監査役は、取締役会のみならず、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の監査などを行っています。この他、リスクに対して組織的かつ適切な対策を講じるため、リスク管理とコンプライアンスを一体で推進することを目的とし、代表取締役社長を委員長とする独立したリスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を3カ月に1回以上開催し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化の未然防止に努めています。

(3) 内部統制システムの整備

経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、諸法規等の遵守のため、職務分掌及び内部牽制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制を導入しています。また、これらの内容を取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」として定めた上で、これに基づき、諸規程を定め、適正に運用を行っています。さらに、内部監査室主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めています。諸法規等の遵守に関しては、内部監査室が動向を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、徹底に努

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が 支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記 I に記載の基本方針に沿って継続されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行い、又は行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます。)が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社は、II. 1. に記載のとおり、今後3か年は持続的成長基盤の構築に注力し、2027年3月期には売上高77億円、営業利益9億円、営業利益率11%以上を目指していきます。

一方で、2021年3月期以降、短期業績回復と中長期的な成長基盤の構築を進めるなかで、2020年11月13日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」及び2020年11月18日付「第三者割当による第8回及び第9回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」、2021年3月5日付「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」、2021年5月14日付「第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び新株予約権の買取契約(コミット・イシュー)の締結に関するお知らせ」、2021年12月13日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」、2023年2月22日付「資本業務提携及び第三者割当による新株式発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の発行等で1,286百万円(新株予約権の行使による新株式発行数10,000,000株)、第三者割当による新株式発行で608百万円(新株式発行数5,460,300株)の資金調達を実行しています。

これらを主因に、当社発行済株式総数に対する当社役員の保有割合は2020年9月30日時点の30.54%から2024年3月31日時点で13.75%となり、かつ、当社と当社役員との間、また当社と資本業務提携先との間で今後も当社株式を保有し続けることについての契約等が存在するわけではないことから、個々の事情により当社株式を売却する可能性は否定できず、その場合は当社株式の分散化が進んでいく可能性があります。そして、この結果として当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

これらを踏まえ、大規模買付行為に対する対抗策の必要性を社内で慎重に検討し、大規模買付者が現れた際に、大規模買付者による情報提供、及び当社取締役会による検討・評価プロセスの確保、並びに当社の企業価値や株主共同の利益に対する侵害を防止するため、大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保し、企業価値や株主共同の利益の維持・向上に資する本プランが必要であ

るとの結論にいたりました。

なお、2024年3月31日時点における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付者が遵守すべきルールを 策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、 大規模買付者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に 開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株 式等の大規模買付者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程(その概要については別紙1をご参照ください。)に従い、当社と利害関係のない社外取締役、社外監査役、又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者)で構成される独立委員会(以下、「独立委員会」といいます。)の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。なお、本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

3. 本プランの内容

(1)本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付行為

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付者は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。)について、保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証

券会社(以下「契約金融機関等」といいます。)、弁護士及び会計士その他のアドバイザー、並びに(iii)上記(i)及び(ii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。)が20%以上となる買付け

- (ii) 当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。)について、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。)に係る株式等の株式等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。)及びその特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めのない限り同じとします。)の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (iii)上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の 特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本(jii)に おいて同じとします。)との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果とし て当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意 その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方 を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係 (「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配 し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係 が樹立されたか 否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行うものとします。なお、別紙4 に定める基準は、法令の改正や裁判例の動向等に基づき独立委員会の決議に よって適宜合理的な範囲内で変更される場合がございますが、その場合、速 やかに開示いたします。)を樹立する行為(本文の(iii)所定の行為がなさ れたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行 うものとします。なお、当社取締役会は、本文の(iii) 所定の要件に該当す るか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情 報の提供を求めることがあります。) (ただし、当社が発行者である株式等 につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上 となるような場合に限ります。)

②意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会 に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続を 遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。) を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

- (i) 大規模買付者の概要
 - (イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (ロ) 代表者の役職氏名
 - (ハ) 会社等の目的及び事業の内容
 - (二) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要
 - (ホ) 国内連絡先
 - (へ) 設立準拠法
- (ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60 日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況
- (iii) 大規模買付者が企図する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。)その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

③本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日(営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。)(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト(以下、「情報リスト」といいます。)を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

ただし、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報 提供を求める等の恣意的な運用を避ける観点から、当社取締役会が大規模買付者 に対して本必要情報の提供を要請し大規模買付者が回答を行う期間(以下「情報 提供期間」といいます。)を、本必要情報のリストを大規模買付者に交付した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間(II.3.4)に定義します。)を開始するものとします。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する 情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ(主要な株主又は出資者、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。)の詳細(沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性並びに大規模買付行為完了後の当社株式等の保有方針及び当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。)
- (iii) 大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠、算定機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- (iv) 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。)の有無及び意思連絡がある場合はその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- (vi) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社の株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し 担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定し ている合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社の株式等 の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付行為の後における当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配 当政策
- (ix) 大規模買付行為の後における当社の役員、従業員、取引先、顧客及び地方公

共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事 実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様 のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で 開示いたします。

また、当社取締役会又は独立委員会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、

「取締役会評価期間」といいます。)として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金(円貨)のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合 には最大60円間
- (ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合に

は、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

- (i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合 独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。
- (ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会 は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。ただ し、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙5に掲 げる事由により、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を 著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する 場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。 また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべ き旨の留保を付すことができるものとします。

⑥取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会(以下、「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。但し、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集することなく、対抗措置の発動を決議します。

当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。当社取締役会は、上記の各決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は維持が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の中止又は停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予 約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙6「新株予約権無償割当ての概要」 に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 (1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本日開催の当社取締役会の決議により開始し、本定時株主総会において承認が得られなかった場合には、本プランは直ちに廃止されるものとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時に終了します。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において当社提案に基づき本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当

社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランを採用した理由

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断しあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、もって企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためには、事前に大規模買付者が遵守すべきルールを明確にし、これに反する大規模買付行為を行う大規模買付者には対抗措置を発動することを予告することが適切と考え、本プランの継続を決定いたしました。

5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。また、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針ー企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1.及び4.に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(2)事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3. (3) に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において当社提案に基づき本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、

株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

- (3)必要性・相当性確保の原則
- ①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

②合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

- ③デッドハンド型又はスローハンド型の対応方針ではないこと
- 上記3. (3) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない対応方針)ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型の対応方針(取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針)でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本 プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利 益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1) に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりま

せん。

ただし、非適格者(別紙6「新株予約権無償割当ての概要」の7. に定義されます。以下同じとします。) につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3. (1) ⑦に記載の手続等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該 行使又は取得に際して、非適格者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが 想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社 株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想 定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、非適格者以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。 以上

独立委員会規程の概要

- 1.独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
- 2. 独立委員会の委員(以下、「独立委員」という。)は3名以上とし、当会社の 業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役、 又は(3)社外有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会 計士、学識経験者又はこれらに準じる者)のいずれかに該当する者の中から、 当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間 で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
- 3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
- 4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
- 5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
- 6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもって これを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由が ある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非(発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む)
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- 8. 独立委員会は、必要に応じて当会社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
- 9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当会社の費用で、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。 以上

独立委員会委員の略歴

小村 富士夫 (こむら ふじお) (1964年8月16日生)				
1983年3月	福岡県立福岡高等学校卒業			
1993年10月	株式会社日本リビング(現、新日本製薬株式会社)入社			
1997年1月	同社専務取締役			
1997年5月	株式会社エルネット代表取締役			
1998年9月	株式会社JIMOS代表取締役社長			
2005年6月	株式会社サイバード取締役			
2006年10月	株式会社サイバードホールディングス代表取締役会長			
2007年7月	株式会社 J スタイル代表取締役 (現任)			
2013年11月	当社社外取締役(現任)			
2015年10月	株式会社SRI代表取締役(現任)			

加藤 秀俊(か	とう ひでとし) (1954年1月7日生)		
1976年3月	76年3月 名古屋市立大学経済学部卒業		
1976年4月	株式会社三和銀行(現、株式会社三菱UFJ銀行)入行		
1997年6月	同行国立支店支店長		
1999年4月	同行台北支店支店長		
2002年4月	株式会社バンダイ入社		
2003年1月	BHKトレーディング代表取締役社長		
2007年1月	バンダイ上海現地法人代表取締役社長		
2010年4月	バンダイロジパル香港現地法人代表取締役社長		
2013年4月	当社常勤監査役(現任)		
2014年6月	ヲメニーエージェンシー株式会社監査役 (現任)		

池田 勉(いけ)	だ つとむ) (1971年10月16日生)		
1994年3月	関西大学商学部卒業		
1995年10月	青山監査法人入所		
1999年5月	公認会計士登録		
2005年2月	池田公認会計士事務所開設		
2005年3月	税理士登録		
2008年5月	赤坂有限責任監査法人代表社員(現任)		
2013年1月	赤坂税理士法人代表社員(現任)		
2020年6月	当社社外監査役 (現任)		

当社の大株主の状況(2024年3月31日現在)

順位	株主名	持株数(株)	持株比率(%)
1	佐藤 茂	3,241,000	12.34
2	株式会社TMSホールディングス	1,803,000	6.86
3	株式会社フォーシスアンドカンパニー	1,595,700	6.08
4	株式会社トーテム	1,300,000	4.95
5	SMBC日興証券株式会社	834,200	3.18
6	楽天証券株式会社	713,800	2.72
7	小林 正樹	441,000	1.68
8	高梨 雄一朗	398,500	1.52
9	貝瀬 雄一	390,100	1.49
10	株式会社SBI証券	336,900	1.28

⁽注)持株比率は自己株式129株を控除して計算し、小数点第三位を四捨五入して おります。

共同協調行為等の認定基準

認定は、認定の対象者(その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。)について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

以下「当社の特定の株主」には、当該特定の株主の親会社及び子会社(当該特定の株主を含め、「特定株主グループ」という。)、特定株主グループの役員及び主要株主を含むものとする。

- 1. 当社株式等を取得している時期が、当社の特定の株主による当社株式等の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
- 2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
- 3. 当社株式等の取得を開始した時期が、当該特定の株主による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、当該特定の株主による当社の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、当該特定の株主の行動に関連するイベントと近接しているか
- 4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期(例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期)において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、当該特定の株主による当社株券等の取得の時期及び態様(例えば、信用買い等を駆使しているかどうか)の特徴との間に共通性がみられるか
- 5. 当該特定の株主が株式等を取得している(又は取得していた)他の上場会社 の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該 特定の株主のそれと重なり合っているか
- 6. 上記5. の重なり合う期間において、当該他の上場会社(当該特定の株主とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社)に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
- 7. 上記5. 記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び当該特定の株主(並びに当該認定対象者以外の者で当該特定の株主と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主)による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損のおそれ(例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産

- その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値の毀損のおそれは どの程度か
- 8. 当該特定の株主との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- 9. 当該特定の株主との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係(内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- 10. 当社に対する株主権(共益権)の行使が当該特定の株主のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か(なお、この10. を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。)
- 11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が当該特定の株主のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か(なお、この11. を唯一の根拠として「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」又は「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」と認定してはならないものとする。)
- 12. その代理人やアドバイザーが、当該特定の株主のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、当該特定の株主との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか(直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。)
- 13. その他、当該特定の株主との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- 1. 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- 2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該大規模買付者 又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- 3. 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- 4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高価売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合
- 5. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- 6. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- 7. 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- 8. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下、「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。)と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式(ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。) 1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

- 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
 - 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(i)大規模買付者、(ii)大規模買付者の共同保有者(本プランにおいて共同保有者とみなされる者を含みます。)、(iii)大規模買付者の特別関係者(本プランにおいて特別関係者とみなされる者を含みます。)、若しくは(iv)これら(i)から(iii)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は(v)これら(i)から(iv)までに該当する者の関連者(ある者の「関連者」とは、ある者とフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。なお、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判定は、別紙4に定める基準に従い行う

ものとします。また、組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。)(これら(i)から(v)の者を総称して、以下、「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件にして、当社取締役会の決議に従い、①本新株予約権の全部又は非適格者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、②非適格者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する本新株予約権については一定の行使条件(例えば、大規模買付者が株式を処分した場合に、その行使後における株券等保有割合が20%を下回ること等の一定の条件の範囲内で本新株予約権を行使することができる旨の行使条件等)や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項(ただし、非適格者以外の株主の利益を害するものではないと合理的に判断される内容のものに限ります。)等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株 予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

メモ		

.....

株主総会会場ご案内図

会場 〒141-0001

東京都品川区北品川五丁目5番15号

大崎ブライトコア3階 大崎ブライトコアホール

TEL 03-5447-7130

交通機関 大崎駅新東口から徒歩5分

(JR山手線、JR埼京線、湘南新宿ライン、

りんかい線)

※ 大崎駅からの経路の詳細については、 右のQRコードからアクセスできるページに ご案内がございます。



